

平成20年第5回臨時会

# 東吾妻町議会会議録

平成20年 8月 4日 開会

平成20年 8月 4日 閉会

東吾妻町議会

## 平成20年東吾妻町議会第5回臨時会会議録目次

### 第1号（8月4日）

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	1
欠席議員.....	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	1
職務のため出席した者.....	2
議長あいさつ.....	3
町長あいさつ.....	3
開会及び開議の宣告.....	4
議事日程の報告.....	4
会議録署名議員の指名.....	4
会期の決定.....	5
同意第1号の上程、説明、採決.....	5
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	6
閉会の宣告.....	21
署名議員.....	23

## 平成20年東吾妻町議会第5回臨時会

### 議事日程(第1号)

平成20年8月4日(月)午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 同意第1号 東吾妻町固定資産評価員の選任について
- 第 4 議案第1号 平成20年度東吾妻町一般会計補正予算(第2号)案

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### 出席議員(18名)

1番	菅谷光重君	2番	竹淵博行君
3番	金澤敏君	4番	青柳はるみ君
5番	須崎幸一君	6番	浦野政衛君
7番	角田美好君	8番	一場明夫君
9番	日野近吉君	10番	大関広海君
11番	中井一寿君	12番	上田智君
13番	橋爪英夫君	14番	前村清君
15番	佐藤利一君	16番	加部浩君
17番	原田睦男君	18番	高橋基雄君

### 欠席議員(なし)

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	茂木伸一君	副町長	関口博義君
総務課長	山野進君	企画課長	高橋義晴君
税務課長	小山枝利子君	保健福祉課長	蜂須賀正君

住民課長	猪野悦雄君	生活環境課長	加部保一君
産業課長 兼農業委員会 事務局	角田輝明君	建設課長	市川忠君
ダム対策課長	轟馨君	上下水道課長	高橋啓一君
会計管理者	石村あさ子君	東支所長	唐沢憲一君
特別養護 老人ホーム いわびつ 施設	山田文子君	桔梗館長	高橋和雄君
榛名吾妻荘 支配人	富沢美昭君	学校教育課長 兼 職務代理	一場孝行君
社会教育課長 兼 公民館	丸橋哲君		

職務のため出席した者

議会事務局長	佐藤正己	議会事務局 係	田中康夫
議会事務局 主任	角田光代		

### 議長あいさつ

議長（菅谷光重君） 改めまして、皆さんおはようございます。

本日は大変にご苦労さまでございます。

夏本番を迎え、連日真夏日という、本当に暑い日が続いております。

ここに平成 20年第 5 回臨時会が招集されましたところ、議員各位には極めてご多用の折、ご参集いただき開会できますことに対し、心からのお礼を申し上げます。

本日の平成 20年第 5 回臨時会には、固定資産評価員の選任及び一般会計補正予算案の 2 件が付されております。十分な審議をお願いし、簡単ではございますが、開会に当たってのあいさつといたします。

なお、傍聴される方に申し上げますが、受付の際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようよろしくお願いいたします。

### 町長あいさつ

議長（菅谷光重君） 開会に当たり、町長のあいさつをお願いいたします。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） おはようございます。

平成 20年第 5 回臨時会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

葉月に入り、榛名湖畔のユウスゲが見ごろとなっております。気品のある黄色のユウスゲの花や高山植物が楽しめる季節となってまいりました。

まず初めに、火災についてのおわびを申し上げます。去る 7 月 24 日未明の東共同調理場において火災が発生し、議員各位や町民の方々に多大なご心配をおかけいたしました。改めて心から深くおわびを申し上げます。どうも申しわけございませんでした。被害につきましては部分焼失程度で済み、安堵したところでありますが、二度とこのような事故が起きないよう、施設の再点検を指示したところでございます。

さて、明るい話題として、7 月 6 日の吾妻郡消防ポンプ操法大会において、実に 16 年ぶり

に優勝、準優勝を果たすなど、素晴らしい成績をおさめ、8月20日に開催される群馬県大会への出場権を獲得いたしました。当日はぜひ会場に足を運んでいただき、ご声援、ご激励を賜りたいと存じます。

さて、本日臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多忙のところご出席を賜り、御礼を申し上げます。

今回お願いいたします案件は、一般会計補正予算及び固定資産評価員の選任の2件でございます。補正予算の主なものといたしましては、先ほど申し上げました東共同調理場の火災による自動食器洗浄機の入替え経費、群馬県消防ポンプ操法大会に出場するための経費及び7月26、27日に発生した集中豪雨による道路災害復旧工事経費等が主な内容でございます。

どうぞ慎重審議の上、ご議決いただきますようお願いをいたしまして、開会のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

#### 開会及び開議の宣告

議長（菅谷光重君） ただいまより平成20年第5回臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時05分）

#### 議事日程の報告

議長（菅谷光重君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い、会議を進めてまいります。

#### 会議録署名議員の指名

議長（菅谷光重君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第 118 条の規定により、4 番、青柳はるみ議員、5 番、須崎幸一議員、6 番、浦野政衛議員を指名いたします。

#### 会期の決定

議長（菅谷光重君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日 1 日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 異議なしと認め、会期は本日 1 日と決定いたしました。

#### 同意第 1 号の上程、説明、採決

議長（菅谷光重君） 日程第 3、同意第 1 号 東吾妻町固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 同意第 1 号 東吾妻町固定資産評価員の選任につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

固定資産評価員とは、町長の指揮を受け、固定資産を適正に評価し、かつ町長が行う価格の決定を補助するため、地方税法第 404 条の規定により設置し、議会の同意を得て選任することとなっており、税務課長の職にある者を選任したいと考えております。

8 月 1 日の人事異動により小山枝利子さんが税務課長となりましたので、ご同意をいただきたく、ご提案を申し上げます。なお、ご同意いただければ、早速固定資産評価員に選任する予定でございますので、よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件につきましては人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思

いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(菅谷光重君) 異議なしと認めます。

お諮りいたします。同意第1号 東吾妻町固定資産評価員の選任について原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(菅谷光重君) 起立全員。

したがって、同意第1号 東吾妻町固定資産評価員の選任については同意をすることに決定いたしました。

#### 議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(菅谷光重君) 日程第4、議案第1号 平成20年度東吾妻町一般会計補正予算(第2号)案についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 茂木伸一君 登壇)

町長(茂木伸一君) 議案第1号 平成20年度東吾妻町一般会計補正予算(第2号)案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出ともに3,064万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を87億4,162万8,000円とするものでございます。また、債務負担行為につきましては、町道松谷・六合村線改築事業費に1億9,000万円を限度額として追加するものであります。

歳入につきましては、普通地方交付税2,125万8,000円、災害復旧費に係る国庫負担金266万6,000円、公有建物災害共済金542万円、災害復旧事業債130万円をそれぞれ追加するものでございます。

歳出につきましては、先ほど冒頭のごあいさつで申し上げましたが、群馬県消防ポンプ操法競技大会出場に伴いまして消防費を172万4,000円、東給食調理場の火災に伴いまして給食調理場運営管理費を542万円、集中豪雨に伴います道路災害復旧費といたしまして2,350万円をそれぞれ追加補正するものでございます。



いずれも緊急性を要する案件でございますので、本日、この臨時議会におかれましてご審議の上、ご議決をいただきますようお願い申し上げます。

詳細につきましてはそれぞれの担当課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

総務課長。

総務課長（山野 進君） それでは、詳細説明をさせていただきます。

3ページをお開きいただきたいと思います。

第2表の債務負担行為補正でございます。今回、1件の追加のお願いでございます。

事項につきましては、町道松谷・六合村線（町道三島松谷線）の改築事業でございます。

期間につきましては、平成20年から2年度の2カ年でございます。

限度額につきましては、1億9,000万円を予定させていただいております。

内容の説明をさせていただきますが、ダム関連事業に伴いまして町道松谷・六合村線改築工事を行うわけでございますけれども、場所につきましては、松谷地内の川中温泉手前の中尾集落入り口付近に、右岸から左岸に約116メートルほどの橋がかかります。20年度で7,000万円の予算をお願いしてございますが、来年度予定分として1億9,000万円を予定しております。それを含めて今年度中に事業費2億6,000万円として、けたの製作、架設、床版工事まで一括発注をいたしまして、工期の短縮、経費の節減等を図るために今回負担行為をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、5ページをお願いしたいと思います。

事項別明細によりまして、歳入から説明をさせていただきます。

5ページの歳入です。10款地方交付税、1目地方交付税でございますが、2,125万8,000円の追加のお願いでございます。この関係につきましては、普通地方交付税の追加ということをお願いしたいと思います。

次に、1款国庫支出金、1項国庫負担金、3目公共土木施設災害復旧費国庫負担金でございます。先ほど町長が申し上げましたように、7月26日、27日に集中豪雨があったわけですが、今回、国庫補助に該当します2件をお願いしたいということでございまして、萩生地区の町道馬場・相原線、事業費は300万円でございますが、その3分の2を見込んでおります。もう1件が、五町田地内の町道26号線、事業費100万円を見込んでおりますが、2件で266万6,000円の国庫補助を見込んでおります。

次に、20款諸収入、5項雑入、7目雑入でございますが、542万円の追加でございます。この関係につきましては、東共同調理場の火災に伴う共済金として542万円を見込ませていただきました。

次に、2款町債、7目災害復旧事業債でございます。国庫補助の対象外となった部分に起債をお借りしたいということでございまして、公共土木施設現年度補助災害復旧事業債ということで130万円ほど見込ませていただきました。

支出につきましてはそれぞれ担当課長から説明いたしますので、よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 生活環境課長。

生活環境課長（加部保一君） それでは、6ページをごらんいただきたいと思います。

先ほど来お話がありましたとおり、消防団の第1分団、第3分団が8月20日に行われます県大会出場に伴う経費でございます。

9款1項1目消防費、総額で172万4,000円の補正のお願いでございます。

説明欄をごらんいただきたいと思います。9節旅費83万6,000円につきましては、出場分団の訓練旅費でございまして、選手、役員等20名が1日間練習しまして、その2分団に係る経費でございます。

1節需用費48万2,000円につきましては、消耗品としましての12万6,000円は、選手、役員の革手袋、それから、大会応援横断幕等でございます。次に、食糧費13万6,000円につきましては、大会当日の昼食代、約150名を予定させていただいています。それと、出場分団への激励品代を含めております。次に、印刷費2万円につきましては当日の写真代等でございます。次に、消防車修繕料20万円につきましては、2台分の訓練中の修繕料等を一応計上させていただきました。

18節備品購入費40万6,000円でございますが、大会必要ホース、1台6本使いますので、2台分の12本でございます。

以上でございますが、よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 学校教育課長。

学校教育課長（一場孝行君） それでは、引き続きご説明申し上げます。

10款教育費、1項教育総務費、5目給食調理場運営管理費につきまして、542万円の追加のお願いであります。

本件につきましては先ほど町長からお話ございました。教育委員会事務局で維持管理し

ております町立学校給食東共同調理場で火災事故を発生させてしまいました。議員の皆様を初め、町民の皆様方に大変ご心配をおかけしまして、心からおわびしたいと思っております。幸い、近隣の方々の早期発見と周辺住民の方々の初期消火活動が功を奏しまして、大事に至ることなく、部分焼失にとどめることができました。これは、危険を顧みず消火活動に当たられた住民の方々や消防団員の方々のおかげと心から敬意を表するとともに、感謝を申し上げる次第でございます。

事故の概要でありますけれども、発生日時は平成20年7月24日、零時30分ごろの出火と思われま。発生場所は東吾妻町大字五町田580番地。事故の概要でありますけれども、漏電によります制御盤内からの出火、可燃物に着火、延焼し、自動食器洗い機の部分焼失ということでありました。

それでは、説明欄をごらんいただきたいと思いますが、東調理場の機能回復に必要な屋根吹き抜け換気扇及び天井のすすクリーニング作業委託料といたしまして42万円、自動食器洗浄機の再調達費500万円であります。なお、この洗浄機でありますけれども、その仕様ですが、寸法は幅が2メートル80センチ、奥行き1メートル、高さが1メートル77センチ程度のものであります。電源でありますけれども、三相200ボルトの4.85キロワット程度となります。特記事項といたしましては、駆動式食器抑え装置方式、ガス槽加熱自動点火つき、自動給湯方式、出口ホッパー延長仕様、非常停止ボタン設置、出口に食器を吸い上げるようドライ移動台を設置となっております。

なお、この財源につきましては、歳入でもご説明申し上げましたように、公有建物災害共済金を見込ませていただいているところでございますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 建設課長。

建設課長（市川 忠君） それでは、引き続き6ページの1款災害復旧費、1項土木施設災害復旧費、2目道路復旧費につきましてご説明いたします。

今回補正をお願いいたします額につきましては、総額で2,350万円の追加補正でございます。

今回の補正につきましては、7月26、27日に榛名山西部地区を中心に、24時間雨量で、高崎市三ノ倉で14ミリ、坂上地区本宿で66ミリを記録し、最大1時間当たりの雨量では三ノ倉で88ミリ、本宿で28ミリという集中豪雨を受けました。特に記録的な豪雨に見舞われました西榛名地区におきましては、生活道路としてのライフラインが分断され、一時、通行

できなくなるほどの被害でありました。町には各区長さんや町民の皆さんからの通報をいただき、被害状況の調査を行い、坂上地区を中心に、町道表層面洗掘による被害が現時点でのまとめといたしまして1カ所と、路肩の崩壊が2カ所に及んでおります。

内訳といたしましては、路肩の崩壊が、大戸地内の町道馬場・相原線、延長が13メートル、面積73平米、それから、五町田地内の町道26号線につきましては延長が4.5メートル、面積が25平米ということでありまして、路肩の崩壊につきましては、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づき、国の査定結果を待ち、修復する予定でございます。

その他の1路線につきましては、先ほど申し上げましたが、表層面洗掘でありまして、この1カ所の延長合計でありますけれども847メートル、面積合計では2,346平米ということでありまして、町といたしましては、住民の生活を第一に考え、早急な復旧を行うために、町単独として今回補正をお願いするものでございます。

補正予算書に戻りますけれども、説明欄の測量・設計・監理といたしましては、この国庫補助対象の2件分として100万円、それから、工事請負費追加につきましては、町単独としては1,850万円、国庫負担認定分としては400万円、合計として2,250万円でございます。

以上でございますが、どうぞよろしくお願いたします。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

10番、大岡議員。

10番（大岡広海君） 1点伺います。

給食調理場の火災についてですが、歳入のほうで542万円の共済金を見積もっておりますが、これは既に損害額が確定しておるのでしょうか。

議長（菅谷光重君） 学校教育課長。

学校教育課長（一場孝行君） 本件につきましては説明のとおり見込みでございますので、よろしくお願したいと思っております。

議長（菅谷光重君） 10番、大岡議員。

10番（大岡広海君） 原状復旧そのものが542万円かかるので、共済金からの542万円を見積もったという解釈でよろしいのでしょうか。

議長（菅谷光重君） 学校教育課長。

学校教育課長（一場孝行君） そのとおりです。

議長（菅谷光重君） 10番、大岡議員。

10番（大図広海君） 共済の契約自体がどういうふうになっているかということではなかなか予断を許されないところではありますが、少なくともまだ調査報告書が出てこない、何が原因だったかもわからない、我々の手元にはまだ何も届いていないということです。その中において、損害額があやふやである。そういったものでいいのでしょうか。

まずは予算が認められたら、恐らく夏休みが終わるまでには原状復旧しましょうという根拠はあるんだと思います。そうしたところ、共済金がなかなか思うように入らなかった。その差額はどうやって善処するんですか。仮定の話で申しわけないですけども。

議長（菅谷光重君） 学校教育課長。

学校教育課長（一場孝行君） 仮定のお話には具体的なお答えができないことをぜひお許しいただきたいというふうに思いますし、また、議員におっしゃっていただいたとおり、児童生徒、幼児たちの給食を何としても間に合わせたいという一念から臨時議会にお願いしてございますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） 仮定の話は答えたくない。そうなってくると54万円の共済金の支払いというのも仮定の話なんですね。仮定の話は認めるわけにはいかないということになります。ご承知おきください。

それで、そうやって予算が出てくる。これは恐らく失火になるかと思いますが、私、現場に駆けつけましたところ、女性の方でした。名前はわかりません。おかしかったんですよというような報告が、現場の聞き取り調査の段階で私の耳に入りました。おかしかったんですね、もともと。どこかぐあいが悪かったんです。それを使い続けていた。ただし、それだけでは火災の失火ではない。三相200ボルトの電力量が供給できる部分については、業務が終わった段階で恐らく配電ブレーカーを上げる、そういうルールになるんだと思います。少なくとも私たちもそうやっています。ガスの元栓は締める。ただ、一般の家庭用ですと20アンペアという配電ブレーカーがついていますので、多くの場合、ブレーカーあるいは漏電遮断機で善処ができるところなんですけど、ところが、事業用になりますとそういった形ではなかなか難しい。だから、こういう結果がある。

ところで、午前零時30分、地震の後に放送がありました。そのときまだ業務中だったのでしょうか。伺っておきます。

議長（菅谷光重君） 学校教育課長。

学校教育課長（一場孝行君） 運営の方法でありますけれども、当然議員ご案内のとおり19

日は1学期を終えております。ただ、学期中はそれだけフル稼働してございますし、議員もちょっとご覧いただいたでしょうか、施設自体にも老朽な部分が全くないのかというふうなことの中では老朽化も実際にあるところではありますけれども、1学期が終わった段階では、現場の者は、その清掃、維持管理等々から出役して対応しているという事実がございます。ご案内のとおり、土曜、日曜が挟まれたものですから、23日、24日に出役をしてそれらの清掃に当たっていたということはご理解いただきたいと思います。夏休みでありますけれども、そういった維持管理に当たっていたということでございます。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） 当然ながら子供は夏休みになっていた。維持管理だったら当然日中で終わるでしょう。そうすると、24日の午前零時30分過ぎ、ここに通電があったというところに間違いがある。やっぱり全面的に電源を落とさざるを得ないような部分があるのならば、必要なところだけの配電ブレーカーを上げておく。そういったことで、こういった事故を防げる。もともとちょっとおかしかったんですよというような機器であつたらしい。

そういった全体の流れが議会に提示される。私、金曜日に通知をもらいまして、恐らくそうだろうと思って消防署に行きました。報告書はまだできないんですか。まだまだできませんよ。したがって、損害額の確定もいたしません。これが全体の流れです。あえて、そこで今なぜ補正予算なのか。非常に懐疑があるところなんです、これはこれで時間的な制約があるものですから、おのおのの判断になるかと思えます。

少なくとも今度の出火は、出火じゃなくて失火なんです。その認識はありますか。

議長（菅谷光重君） 学校教育課長。

学校教育課長（一場孝行君） 本件に関して専門的にこの辺の事情については、その日の午前9時からでありますけれども、当然のことながら、吾妻署、それと広域消防署の本部の専門官の立ち会いのもとに現場検証を行っていただいております。断定はできない部分もありますけれども、そのご意向を伺いながら、先ほど来申し上げている「漏電」というふうな言葉を使わせていただいております。言われるように、そのものに漏電遮断機がついておりますわけですから、本来微量な電流でも流れるというふうなことは考えられないところでありますけれども、施設からして、衛生上の問題、安全上の問題から、作成しました給食は一定の期間保存しなくてはならないルールがございます。これはご案内かと思えます。そういう状況の中では、やっぱり保存のための電気は完全に遮断することはできません。

そういうことの中で漏電というふうな形になったわけでありまして、事実は事実で

ありますが、それが出火なのか失火なのか、この辺についてはご判断をゆだねるとしまして、私どもも預らせていただいた施設は精いっぱい管理していることは、ぜひご理解いただきたいというふうに思います。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） おかしいですね。19日いっぱい子供が夏休みになったんですよ。その後給食はつくっていないんだと思います。土、日が挟まれて設備の点検があった。点検があった段階で、まだ衛生管理上電源を供給しておくような食器がその中にあったとはなかなか考えられません。説明の前後関係から言いますと。

だから、一番いいのは報告書を目にすることなんだと思います。ただ、まだその報告書ができていないということなんです。だから、ここは失火なのか出火なのかがわからない。漏電と言いますが、果たして漏電だったかもわからないじゃないですか、報告書がないんですから。少なくとも配電ブレーカーから電源が供給されていて、コンセントを通過して本体まで電源が行っていたわけです。聞いた話によりますと、本体の電源は落ちていたということです。でも、先ほどの説明だと、過熱防止制御盤からの出火だったそうです。なかなか消防署の話と今の説明では整合性がとれない。全体が見えない。

少なくとも火が出た。我々の感覚ですと、これは失火であると思います。失火であるならば、過失責任はだれにあるのか。これをまず明確にしなければ、補正予算どころの話ではない。納税者に対して説明責任がとれないと思いませんかでしょうか。

議長（菅谷光重君） 学校教育課長。

学校教育課長（一場孝行君） 先ほどご説明申し上げましたように、検食、要はその前につくった給食について、万が一でありますけれども、例えば食中毒が起きたような場合には、その前につくった食材を含めて一定の時間保存しなくてはいけないというルールから、冷蔵庫といった部分には電気の供給は絶対に必要だというふうにご説明申し上げましたので、ぜひご理解いただきたいと思います。その後のことにつきましては、ご意見としてはお伺いしたいと思います。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） 冷蔵庫から出火しているんじゃないんですよ。だから、配電盤があって各系統があるわけですから、冷蔵庫はきちんと電源が供給できる、その他のものは配電ブレーカーで十分に電力供給はカットができる。使用電力量が大きいものについては、人がいなくなるあるいは業務が終わった段階で配電ブレーカーを落とす。我々も寝るときにはガ

スの元栓を締めますよ。どういうわけか、これが癖になっています。一般家庭ではなかなかブレーカーまで落として寝ることはしません。それはやっぱり言っているように、経験則である、あるいは100ボルトで配電ブレーカーが20アンペアで上がるという前提で物事が考えられているんです。ところが三相200ボルトなんです。そういったことの学習機能が進んでいって、ヒヤリハットの法則が生きてくるということなんだと思います。悪くないんだ、だれも過失がないんだということになってくると、ヒヤリハットの法則は生きなくなります。このことについて管理者としてはどういう形で対処しなくてはいけないか、これまで全部含めて町民に対する説明責任です。その上で、原状復旧の予算をお願いしますということじゃないかと思います。

議長（菅谷光重君） 学校教育課長。

学校教育課長（一場孝行君） お預かりする施設を精いっぱい私どもも管理しながら町民の皆さん方にはご迷惑をかけないように努力しているということで、ぜひ認めていただきたいと思います。今後の対応の中で、議員がおっしゃるような対応も検討させていただくということで、ぜひ本予算についてはお認めいただいて、児童生徒、園児たちの給食を2学期に間に合わせさせていただきたいと思います。

ご案内のとおり、ガスから出火・失火したものではありません。それだけのご理解いただきたいと思います。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） 私、ガスから出火したとは言っていないんです。漏電のために出火したと聞きました。消防署の報告書をまだ見ていないのでなかなか信じがたいところなんです。今も言っているように、機器に何か問題があったらしい。おかしかったんですよという声は聞いている。それをすぐ善処すれば、今回の火災は防げた。もう一つの方法。業務が終わった段階で、人がいなくなった段階で配電ブレーカーが上がっていればまた、今回の火災は防止ができた。幾つものミスが重なる、あるいは漫然とした対応が重なるから、一つの事件が出てくる。

そういった段階でヒヤリハットの法則をどうやって解釈するんですか、そういう形での反省点はないんですか、あわせて補正なんですよということなんです。それは町民に対する説明責任ということで考えていると私は思います。こうなると、町長の英断を求めておきます。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 今回の補正につきましては、何としても夏休み中にこの食器洗浄機を



復旧させたいという、それを強く思っただけのきょう、皆さんお忙しい中を集まっていたというように次第でございます。要するにこの議論は、給食調理上の運営云々ではなく、とりあえずまずは食器洗浄機を動かしたいというところでございます。ですので、まだ警察、消防からも調書がはっきり届いていない段階でも皆さんにお願いをして、それで食器洗浄機を動かしたいというところがありますので、そちらのほうでお考えをいただきたいと思いません。

管理運営につきましては、その調書等が手元に届いた段階で、まだ管内に全部で4カ所調理場がございますので、そちらのところには先ほどの大図議員のご意見、例えば三相のメインスイッチはどうするのか、それと、危機管理というような形での給食調理場をどのように運営していくかということもこれから十分に議論をした中でやっていきたいと思っておりますので、今回は切り離して考えていただければありがたいと思えます。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） 補正なんですけど、これが夏休み明けまでに間に合うかどうかということ自体が主眼ということになっておりますが、そうすると、今までの例によりますと、後の問題がうやむやに終わってしまうという確率が非常にあります。それではやっぱり議会としての権能が果たせなくなる。そうなってくると、補正というこのネック、ボトルネックになっているんでしょ、ここをとらえて、これが失火だったらだれに過失があるのか、それ自体を明白にしていく。それで、その回復のためにこれだけのお金が必要になった、これを町民に対して提示していく。

それで、問題点はどこにあったのか、漫然とした行為はどこだったのか、それを追求することによって次の事態の発生が防げる。少なくともヒヤリハットの法則というのはそういうことになっているようです。小さいものがあつたうちに、どんどんそれを改善することで大きな事件につながらなくなる。今回の場合も、おかしかったんですよ、電力供給がそのままになって深夜まで継続されていた。そういった一つ一つの行為はそんなに大変じゃないかもしれないんだけど、全部重なるから事故がおきるということになると思えます。そういうことを町民に提示する、あるいは職員にも自覚してもらう。そうすると、少なくとも議会にはまだ報告書という形で出てこないで、この補正の段階でそれが改善されなければ補正が通らない、それが議会のあり方だと思います。

町長としては、ここは夏休み明けということになりますけど、執行権の問題ですからそれはそれとして、町民に対して説明責任をどうやって果たしていくか、ここをもう一度伺ってお

きます。だれに過失があるか、その過失の善処はどうやってしていくか、ここの2点をお願いします。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 私とすると、この補正予算とその過失責任が云々は関係ないというふうに思っております。これは切り離して、本質的な補正という形で考えていただきたいと思っております。

そして、その過失責任云々というふうなことも、今調査中というか、まだはっきりとした調書が出ておりませんので、私は、前からおかしかったんですよという話さえも、そんなうわささえも聞いてはおりません。そういった中で、今回はこの食器洗浄機を何とかして夏休み中にまた動くようにしたいと、そればかりでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（菅谷光重君） ほかに。

12番、上田議員。

12番（上田 智君） この学校教育の補正につきましては、火災が発生したということでしたし方がないことだと思いますが、先ほど大岡議員が申し上げたとおり、私もちょっと不審に思っております。まして、町長が先ほどの答弁でも切り離して考えてもらいたいというけれども、こういうことがあったから補正がなされるのであって、切り離すということは、やっぱりちょっとできないような状況だと思います。

そんな中で、何点か学校教育課長にお聞きいたしますが、まず、洗浄機の関係で、何年に購入したのか教えていただきたいと思っております。

議長（菅谷光重君） 学校教育課長。

学校教育課長（一場孝行君） 私のほうには、平成元年に設置したという報告を受けています。

議長（菅谷光重君） 12番、上田議員。

12番（上田 智君） 平成元年というと、約20年になるわけですね。そんな関係で、私も五町田近辺の人たちにちょっと話を聞きましたところ、やっぱりふぐあいが生じたということがたびたびあったというような発言がなされております。

そんな中で、今回の火災については、確かに過熱防止用の配電盤の漏電だということを言っているんですが、他の洗浄機だとかそういったものを取り扱っている機関、例えて言えば日赤だとか田島さんだとか中央病院だとかいう病院関係、そういったところは、学校ではな

いような朝から晩まで使ってフル稼働しているような状況でやっているにもかかわらず、マニュアルをつくって管理体制を強化しているんです。既にやっていると思います。たしか群馬県等の栄養士会等にあってもそういう指導がいろいろなされたりして、帰るときには必ず元栓を締め、元栓を切っていくというのが徹底されている。

今回の場合は、その元栓が外されていなかったということで洗浄機自体が燃えたというような認識を私はしているんですけども、当然洗浄機から元栓にいく線があって、例えばブレーカーですね、こういったものを落としていくのが常だと思いますが、その辺を教育課長はどういうふうに思っているのか、もう一回答弁をしていただきたいと思います。

議長（菅谷光重君） 学校教育課長。

学校教育課長（一場孝行君） 議員ご指摘いただきましたように、今言った元栓というのは漏電遮断機かなというふうに思います。漏電遮断機の中でもやはり幾つかございますので、全部が全部落とすということは、先ほど来申し上げているようにできないわけでありましてけれども、議員がおっしゃったように、不必要な分については長期休業等々についてはこれからは落とすように、これを反省点として実施していきたいというふうに思っております。

議長（菅谷光重君） 12番、上田議員。

12番（上田 智君） 漏電防止用のものは、洗浄機そのものにもついているわけですよね、多分。それと、元のほうにもついているわけなんです。2つついているわけですよね、私がいろいろ機種を見たところだと。だから、決して遮断の配電盤が悪かったということじゃなくて、洗浄機そのものが悪かったという解釈にしかとれないんです。

ですから、その辺を見誤らないようにしていただいて、今後の対応につなげるような形で、特に、あくまでも電気が悪いことをしたのではなくて、人間の手落ちのためにこういう状態になってしまったということをやっぱり教育課長も自覚をしていただいて、皆さんにマニュアル等をつくっていただくような方法で再発の事故防止に努めてもらうということをお願いしたいと思います。

また、この補正については、夏休み以降、学校生徒がすぐおいしい給食を食べなければなりませんので、早急につけていただくのはよろしいかと思いますが、先ほど申し上げたとおり、これは切り離せるような状況ではありませんので、ぜひ消防署等の結果が出ましたら、詳細にまたご説明をしていただければありがたいと思いますが、町長、いかがでしょうか。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 私、どうしていいんだかがちょっとよくわかっておりませんので、こ

れから検討して、後でお答えさせていただきたいと思います。

議長（菅谷光重君） 12番、上田議員。

12番（上田 智君） 検討というようなことよりも、私は、結果が出ましたらある程度詳細説明をしてくださいということをお願いをしております。教育課長もそのように受け取ってもらって、町長に進言をするように、ひとつよろしくお願いします。

以上で終わります。

議長（菅谷光重君） ほかに。

8番、一場議員。

8番（一場明夫君） 1点だけちょっと確認をさせてください。

耐用年数の関係をちょっと確認したいんですが、平成元年ということだと、もう20年たつ機械だと思えますけれども、1点は耐用年数がどのくらいの機械なのかをちょっとお答えいただけますか。

議長（菅谷光重君） 学校教育課長。

学校教育課長（一場孝行君） 申しわけないんですが、具体的に耐用年数がいつというような状況のものというのはちょっと今持っていないんですが、正直に、できるだけ維持管理に努めて使用してきたということは事実です。何年間というものは今ちょっと持ちそえておりません。申しわけありません。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） 通常、機械設備の場合は常識的に耐用年数というのがあると思います。永久的にというのはあり得ないと思います。一つ心配しているのは、耐用年数が例えば10年なら10年ということでやられているものに対して、20年使った、それで劣化したことが原因で出火したということが仮にあったとして、保険の対象というのは果たしてどうなのかというのがちょっと不安があったものですから聞いているんですが、共済に入っているということですから、ここに出す限りは、少なくとも共済担当とこれなら出ますよという調整ぐらいは当然しているんだと思いますが、その辺のところはどんな様子になっているかをお答えいただけますか。

議長（菅谷光重君） 学校教育課長。

学校教育課長（一場孝行君） 私どもの施設の、とりわけ備品の共済への掛け方なんですけれども、これは施設で一式というような掛け方をさせていただいているのが現状です。議員がおっしゃるように、本来でしたらすべての機械にそういった耐用年数も含めた形で全部を

充てれば一番いいんでしょうけれども、現状は施設全体の中の調理に必要な一式というふうなことで限度額が決められている。そういうことを想定して、経験的に、今回もこの費用は再調達というふうな中ではお認めいただけるだろうというふうなことで見込ませていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

(発言する者あり)

学校教育課長(一場孝行君) 共済でございますので、主管課に必要な書類を上げて、今、進めております。額が確定はしておらないというふうに思います。およその見込みという中では相談して進めさせていただいています。

議長(菅谷光重君) 8番、一場議員。

8番(一場明夫君) 当然保険の対象になるかどうかという話ですから、対象にはなるんですよね。そういう調整はしてあるんですね。こういう状況ならオーケーですよというものを調整した上で、ある意味大丈夫だという判断が出ているから、542万円を保険料その他財源で見込んでいるという解釈でいいんですか。

議長(菅谷光重君) 学校教育課長。

学校教育課長(一場孝行君) そのとおりです。

議長(菅谷光重君) 8番、一場議員。

8番(一場明夫君) わかりました。

そういうところでしたら、当然補正ということですので、ある程度確定しなくても暫定的な予算的な部分で認めるということは可能なんだと思いますが、その辺のところはちょっと不安だったものですから確認したんです。

それともう1点、関連で、当然ほかの施設にも古いそういった違う機械もあると思いますので、先ほど言ったかと思いますが、この機会にきちんと点検して、こういうことがたびたび起こることでは困りますので、必要な対応策だけはきちんと講じるということはこの機会にぜひお願いして、質問は終わりたいと思います。

議長(菅谷光重君) ほかに。

13番、橋爪議員。

13番(橋爪英夫君) 消防費についてお聞きしたいと思います。

町長さんを初め担当課長さんのご指導のもと、大変好成績をおさめて、今回県の大会へ出場するというところであります。ここに補正が出てきましたけれども、170万円有余の補正額、その中で、全般的に説明の中に追加、追加ということで記載されておりますけれども、県大

会は改めて出場するものでありますけれども、こういう用語を使うのかどうか。県大会を想定して予算があったのか、ないのか。追加という意味を。

議長（菅谷光重君） 生活環境課長。

生活環境課長（加部保一君） ただいま、説明欄の話だと思えますが、県大会につきましては、旧吾妻町の方式で言いますと、決まった時点で補正を出すということがありまして、先ほど町長も言いましたとおり、16年に一遍、8年に一遍とかで県大会に出場した経緯がありまして、県大会のある年に県大会の予算を計上しようという話もありましたけれども、郡大会を終わって県大会が決まった時点で出ささいというような経緯がありまして、その都度追加という形で出させてもらっているというのが、旧吾妻町の経緯でございます。よろしくお願ひします。

議長（菅谷光重君） 13番、橋爪議員。

13番（橋爪英夫君） 県大会に出場するというので、改めて追加ということを出したということわかりました。

消耗品、食糧費、印刷、修繕、ポンプの修繕等も完璧を期するためにここに20万円計上しているんだと思うんですが、備品購入で40万円ばかり、1台分が6本で2台分ということありますけれども、1回の訓練でもって、新しいホースで訓練して大会に臨むということであると思うんですが、郡の大会に行くときに新しいホースを買って、多分大会に備えたんだと思うんですが、改めてホースをまた購入するということをお聞きしたい。

議長（菅谷光重君） 生活環境課長。

生活環境課長（加部保一君） 郡大会のときに、訓練をしながら大会に向けてのホースを使用させていただきました。このホースはやわらかく、非常に水の通りが競技用といいですかそういうホースになっておりまして、そのまま訓練に使っていますと、一応細かい規定がありまして、当日1本につき20メートルという制限がありまして、それを1ミリでも潜りますと出場停止になってしまうということがありまして、大会の都度使っていないと、その20メートルがいつもぎりぎり足りなくなるというような経緯もありまして、どこの分団でもこのような形をとらせていただいていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（菅谷光重君） 13番、橋爪議員。

13番（橋爪英夫君） わかりました。

わずかな伸びでもって大会に使用できなくなる可能性があるということありますので、私はそういう知識まで細かく知りませんでしたので、あえておごりで大会に出るためにまた

新たに買うのかなと解釈したものですから質問したわけでありませう。

ただ、この分団に対しては確かにご足労ですけれども、その大会後にホースが相当ふえるわけでありませうけれども、ホースも安くないので、有効に利用していただければと思います。

以上です。

議長（菅谷光重君） ほかに。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めませう。

お諮りいたませう。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願ひませう。

（起立多数）

議長（菅谷光重君） 起立多数。

したがって、本件は可決されませう。

議長（菅谷光重君） お諮りいたませう。会議規則第 45 条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思ひませう。

これにご異議ございませうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 異議なしと認めませう。

したがって、本臨時会はこれをもって閉会することに決定いたませう。

#### 閉会の宣告

議長（菅谷光重君） 以上をもちまして、本日の会議を閉じ、平成 20 年第 5 回臨時会を閉会

いたします。

大変にご苦労さまでございました。

(午前10時58分)



地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成 年 月 日

東吾妻町議会議長 菅 谷 光 重

署 名 議 員 青 柳 は る み

署 名 議 員 須 崎 幸 一

署 名 議 員 浦 野 政 衛